資料2

～「こども基本法の目的」について～

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とし、令和５年４月１日に施行されました。

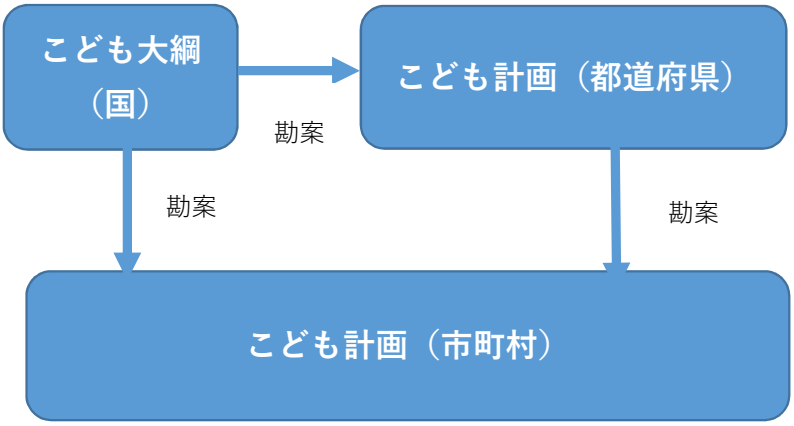

「こども計画」は「子どもの貧困対策計画」「子ども・若者計画」「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」を一体のものとして作成することができます。

子ども・子育て支援事業計画

瑞浪市の人口減少、出生率の低下の抑制を目指して、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進する計画

- ●幼児期の学校教育保育、地域の子ども子育て支援の量の拡充及び質の向上を目指す。
- ●策定が市の義務。（子ども子育て支援法第61条第１項）

子ども・若者計画

次世代の社会を担う子供が健やかに生まれ育成される社会を形成するため、出産前から子育て期を経て社会への自立期まで、子供と子育て家庭を切れ目なく支援するもので、青年期までも含む計画

- ●ニート、ひきこもり、不登校の若者などへの対応

次世代育成支援行動計画

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の支援や、自らの夢を持ちながら、未来を切り拓く子ども・若者の応援

子どもの貧困対策計画

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を推進

- ●ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども）

【第１期　瑞浪市こども計画】は「子どもの貧困対策計画」「子ども・若者計画」「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」を包含して作成します。

令和６年度瑞浪市こども計画策定支援業務スケジュール

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
ニーズ調査	クロス集計・分析											
子育て支援に関する現状の分析と課題の整理		検討・設定										
需要量の推計、目標量の検討・設定	検討・設定											
ヒアリング調査		設問作成	対象抽出	調査	整理							
計画書策定			骨子（施策体系等）		素案					パブコメ反映		
会議運営支援（子ども計画策定のための会議）第2回～第6回		● アンケート報告 ヒアリング設問 市長と語る会報告		● 計画骨子			● 素案			● パブコメ報告		
市民からの意見聴取（パブコメ）								実施	対応表			
新子育て安心プラン策定支援		量の見込み検討										
成果物印刷										本編作成 概要版作成		印刷納品
全体の流れ	現況整理・課題抽出		骨子作成			素案作成		パブリックコメント		計画修正、概要版作成		